

議第 1 号

令和 5 年度各務原市一般会計予算

令和 5 年度各務原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,830,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		22,131,887
	1 市民税	9,387,414
	2 固定資産税	10,030,361
	3 軽自動車税	384,556
	4 市たばこ税	700,000
	6 入湯税	600
	7 都市計画税	1,628,956
2 地方譲与税		407,482
	1 地方揮発油譲与税	90,000
	2 自動車重量譲与税	300,000
	4 森林環境譲与税	17,482
3 利子割交付金		5,000
	1 利子割交付金	5,000
4 配当割交付金		106,000
	1 配当割交付金	106,000
5 株式等譲渡所得割交付金		80,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	80,000
6 法人事業税交付金		241,000
	1 法人事業税交付金	241,000
7 地方消費税交付金		3,500,000
	1 地方消費税交付金	3,500,000
8 ゴルフ場利用税交付金		15,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000

(単位：千円)

款	項	金 額
9 環境性能割交付金		37,000
	1 環境性能割交付金	37,000
10 国有提供施設等所在市町村 助成交付金		390,000
	1 国有提供施設等所在市町村 助成交付金	390,000
11 地方特例交付金		170,000
	1 地方特例交付金	150,000
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	20,000
12 地方交付税		3,300,000
	1 地方交付税	3,300,000
13 交通安全対策特別交付金		15,000
	1 交通安全対策特別交付金	15,000
14 分担金及び負担金		266,425
	2 負担金	266,425
15 使用料及び手数料		495,101
	1 使用料	318,952
	2 手数料	176,149
16 国庫支出金		10,959,403
	1 国庫負担金	6,820,747
	2 国庫補助金	4,053,243

(単位：千円)

款	項	金 額
	3 委託金	85,413
17 県支出金		4,113,332
	1 県負担金	2,639,140
	2 県補助金	1,208,535
	3 委託金	265,657
18 財産収入		95,764
	1 財産運用収入	90,764
	2 財産売却収入	5,000
19 寄附金		504,300
	1 寄附金	504,300
20 繰入金		4,589,338
	1 基金繰入金	4,589,338
21 繰越金		850,000
	1 繰越金	850,000
22 諸収入		1,480,068
	1 延滞金・加算金及び過料	20,001
	2 市預金利子	56
	3 貸付金元利収入	106,800
	4 受託事業収入	72,559
	6 雑入	1,280,652
23 市債		5,077,900
	1 市債	5,077,900
歳 入 合 計		58,830,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		3 5 6, 6 2 3
	1 議会費	3 5 6, 6 2 3
2 総務費		4, 5 2 3, 0 3 4
	1 総務管理費	3, 5 6 0, 5 6 0
	2 徴税費	6 0 3, 6 9 7
	3 戸籍住民基本台帳費	2 3 0, 9 7 3
	4 選挙費	5 3, 0 4 0
	5 統計調査費	3 7, 4 3 7
	6 監査委員費	3 7, 3 2 7
3 民生費		1 6, 3 2 1, 4 5 8
	1 社会福祉費	6, 1 3 6, 9 7 5
	2 高齢福祉費	6 3 2, 6 9 9
	3 児童福祉費	7, 7 7 7, 2 7 8
	4 生活保護費	1, 7 3 2, 8 6 1
	5 国民年金費	3 3, 3 4 5
	6 災害救助費	8, 3 0 0
4 衛生費		6, 9 6 6, 4 7 1
	1 保健衛生費	2, 0 7 6, 1 6 1
	2 環境費	4, 8 9 0, 3 1 0
5 労働費		7 4, 7 8 3
	1 労働諸費	7 4, 7 8 3
6 農林水産業費		4 6 3, 3 5 3
	1 農業費	1 3 9, 9 6 5

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 畜産業費	30,151
	3 農地費	244,791
	4 林業費	48,446
7 商工費		1,376,461
	1 商工費	1,376,461
8 土木費		4,579,376
	1 土木管理費	425,205
	2 道路橋梁費	1,883,642
	3 河川費	109,993
	4 都市計画費	1,554,795
	5 住宅費	605,741
9 消防費		2,247,065
	1 消防費	2,247,065
10 教育費		11,290,577
	1 教育総務費	1,211,520
	2 小学校費	1,090,814
	3 中学校費	483,857
	4 特殊学校費	2,784,165
	5 幼稚園費	1,323,167
	6 社会教育費	1,256,527
	7 保健体育費	3,140,527
12 公債費		4,951,351
	1 公債費	4,951,351

(単位：千円)

款	項	金 額
13 諸支出金		5, 6 2 9, 4 4 8
	2 繰出金	5, 5 7 2, 2 1 1
	3 基金費	5 7, 2 3 7
14 予備費		5 0, 0 0 0
	1 予備費	5 0, 0 0 0
歳 出 合 計		5 8, 8 3 0, 0 0 0

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
会 議 録 等 作 成 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	6 1 9
第 5 次 男 女 共 同 参 画 プ ラ ン 策 定 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	2, 2 4 6
市 民 税 ・ 県 民 税 賦 課 事 務 補 助 業 務 派 遣 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	4, 0 8 7
市 民 税 ・ 県 民 税 賦 課 事 務 用 パ ソ コ ン レ ン タ ル 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	3 1 0
第 5 期 地 域 福 祉 計 画 策 定 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	2, 7 5 0
岐 阜 か か み が は ら 航 空 宇 宙 博 物 館 企 画 棟 整 備 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	1 3 2, 9 5 4
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	2 3, 0 0 0
道 路 維 持 補 修 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	1 2 0, 0 0 0
市 道 稲 4 9 9 号 線 用 地 取 得 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	8 3, 8 5 0
都 市 計 画 区 域 区 分 等 変 更 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	4, 2 9 0
前 渡 地 区 木 曾 川 周 辺 整 備 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	2 3 8, 0 0 0
市 営 住 宅 耐 震 補 強 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	2 5 5, 2 3 7
A E D 更 新 事 業 (令 和 6 年 度 更 新 分)	令 和 5 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	1 2, 0 1 2
学 校 建 替 基 本 方 針 策 定 事 業 (そ の 2)	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	5, 2 4 7

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校教師用教科書・指導書購入事業	令和５年度から 令和６年度まで	42,200
小学校受変電設備整備事業	令和５年度から 令和６年度まで	61,944
中学校受変電設備整備事業	令和５年度から 令和６年度まで	37,255
新特別支援学校整備事業	令和５年度から 令和６年度まで	4,112,939
文化会館企画運営事業	令和５年度から 令和６年度まで	5,242
文化・芸術活動充実事業	令和５年度から 令和６年度まで	3,453

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業文化センター 施設整備事業	千円 127,900	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率〕	公的資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には借入先と 協定し、その条 件に従うものと する。 ただし、市財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し、 又は繰上償還、若 しくは低利に借 り換えすることが できる。
普通財産施設整備事業	26,200			
自動車購入事業	5,300			
福祉センター 施設整備事業	31,000			
川島会館施設整備事業	3,600			
福祉の里施設整備事業	58,000			
保育所整備事業	78,000			
あさひ子ども館整備事業	1,100			
慈光園整備事業	4,700			
し尿処理施設整備事業	8,500			
ごみ処理施設整備事業	1,609,100			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
勤労者活動施設整備事業	千円 1,100	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 利率の見直 しを行った 後、は、し 当該見直し 後の利率〕	公的資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には借入先と 協定し、その条 件に従うものと する。 ただし、市財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し、 又は繰上償還若 しくは低利に借 り換えすること ができる。
農 業 基 盤 整 備 事 業	33,800			
航 空 宇 宙 博 物 館 施 設 整 備 事 業	6,200			
産 業 振 興 施 設 整 備 事 業	101,900			
観 光 施 設 整 備 事 業	4,800			
道 路 橋 梁 事 業	797,000			
排 水 路 改 良 事 業	12,800			
街 区 公 園 整 備 事 業	96,700			
都 市 再 生 整 備 事 業	140,100			
急傾斜地崩壊対策事業	34,800			
消 防 施 設 整 備 事 業	117,500			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 施 設 整 備 事 業	千円 4 2 9 , 0 0 0	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行って後 に当該利率 の利率〕	公的資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には借入先と 協定し、その条 件に従うものと する。 ただし、市財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し 又は繰上償還若 しくは低利に借 り換えすることが できる。
中 学 校 施 設 整 備 事 業	9 4 , 1 0 0			
特 別 支 援 学 校 業 施 設 整 備 事 業	2 9 6 , 5 0 0			
図 書 館 整 備 事 業	9 5 , 0 0 0			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	3 1 , 5 0 0			
体 育 施 設 整 備 事 業	1 2 , 6 0 0			
総 合 体 育 館 等 施 設 整 備 事 業	3 1 9 , 1 0 0			
臨 時 財 政 対 策 債	5 0 0 , 0 0 0			

議第 2 号

令和 5 年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度各務原市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,061,841千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000千円と定める。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		2, 6 4 3, 2 4 8
	1 国民健康保険料	2, 6 4 3, 2 4 8
2 使用料及び手数料		1, 3 0 0
	1 手数料	1, 3 0 0
3 国庫支出金		5 0
	1 国庫補助金	5 0
4 県支出金		9, 8 5 9, 8 8 6
	1 県補助金	9, 8 5 9, 8 8 6
5 財産収入		3 0
	1 財産運用収入	3 0
6 繰入金		1, 2 1 7, 3 2 1
	1 他会計繰入金	8 2 6, 0 4 7
	2 基金繰入金	3 9 1, 2 7 4
7 繰越金		3 2 4, 0 0 6
	1 繰越金	3 2 4, 0 0 6
8 諸収入		1 6, 0 0 0
	1 延滞金及び過料	1, 4 9 5
	2 預金利子	5
	3 雑入	1 4, 5 0 0
歳 入 合 計		1 4, 0 6 1, 8 4 1

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		96,300
	1 総務管理費	96,300
2 保険給付費		9,738,740
	1 保険給付費	9,738,740
3 国民健康保険事業費納付金		3,812,037
	1 国民健康保険事業費納付金	3,812,037
4 保健事業費		214,764
	1 特定健康診査等事業費	90,453
	2 保健事業費	124,311
5 諸支出金		100,000
	1 償還金	100,000
6 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		14,061,841

議第3号

令和5年度各務原市介護保険事業特別会計予算

令和5年度各務原市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,494,325千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和5年2月28日提出

各務原市長 浅野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		2, 7 0 4, 6 9 5
	1 介護保険料	2, 7 0 4, 6 9 5
3 使用料及び手数料		2 3 0
	2 手数料	2 3 0
4 国庫支出金		2, 6 7 0, 9 5 4
	1 国庫負担金	2, 1 8 9, 0 1 1
	2 国庫補助金	4 8 1, 9 4 3
5 支払基金交付金		3, 2 5 4, 3 1 7
	1 支払基金交付金	3, 2 5 4, 3 1 7
6 県支出金		1, 7 1 9, 3 7 9
	1 県負担金	1, 7 1 9, 3 7 9
7 財産収入		4 2
	1 財産運用収入	4 2
9 繰入金		2, 1 2 9, 7 7 6
	1 一般会計繰入金	1, 8 2 9, 7 7 6
	2 基金繰入金	3 0 0, 0 0 0
10 繰越金		2, 6 0 0
	1 繰越金	2, 6 0 0
12 諸収入		1 2, 3 3 2
	1 延滞金、加算金及び過料	1 8 0
	2 預金利子	3 0
	3 受託事業収入	9, 2 5 8
	4 雑入	2, 8 6 4

(単位：千円)

款	項	金 額
歳 入 合 計		1 2 , 4 9 4 , 3 2 5

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1 4 1, 8 9 2
	1 総務管理費	1 4 1, 8 9 2
2 保険給付費		1 1, 7 4 2, 5 8 5
	1 保険給付費	1 1, 7 4 2, 5 8 5
3 地域支援事業費		6 0 1, 2 5 0
	1 地域支援事業費	6 0 1, 2 5 0
4 保健福祉事業費		4, 9 9 8
	1 保健福祉事業費	4, 9 9 8
6 諸支出金		2, 6 0 0
	1 償還金及び還付加算金	2, 6 0 0
7 予備費		1, 0 0 0
	1 予備費	1, 0 0 0
歳 出 合 計		1 2, 4 9 4, 3 2 5

議第 4 号

令和 5 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 5 年度各務原市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,143,963千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1, 9 3 0, 8 0 1
	1 後期高齢者医療保険料	1, 9 3 0, 8 0 1
2 使用料及び手数料		1 0 0
	1 手数料	1 0 0
3 繰入金		2, 0 8 2, 6 2 0
	1 他会計繰入金	2, 0 8 2, 6 2 0
4 繰越金		5 1, 5 0 0
	1 繰越金	5 1, 5 0 0
5 諸収入		7 8, 9 4 2
	1 延滞金、加算金及び過料	1 5 0
	2 償還金及び還付加算金	1, 0 1 0
	3 預金利子	5 0
	4 受託事業収入	7 7, 7 2 2
	5 雑入	1 0
歳 入 合 計		4, 1 4 3, 9 6 3

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		19,858
	1 総務管理費	19,858
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,038,984
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,038,984
3 保健事業費		82,611
	1 健康診査事業費	82,611
4 諸支出金		2,510
	1 償還金及び還付加算金	2,510
歳 出 合 計		4,143,963

議第5号

令和5年度各務原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度各務原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	63,300 戸
(2) 年間総給水量	16,696,000 m ³
(3) 一日平均給水量	45,617 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
改良事業費	1,494,212 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 水道事業収益	2,783,730 千円
第1項 営業収益	2,424,215 千円
第2項 営業外収益	359,514 千円
第3項 特別利益	1 千円
支	出
第1款 水道事業費用	2,706,516 千円
第1項 営業費用	2,572,901 千円
第2項 営業外費用	117,615 千円
第3項 特別損失	6,000 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,616,017千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額125,127千円、過年度分損益勘定留保資金1,204,483千円及び当年度分損益勘定留保資金286,407千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資本的収入	104,220 千円
第1項 負担金	104,220 千円

支	出
第1款 資 本 的 支 出	1, 7 2 0, 2 3 7 千円
第1項 建 設 改 良 費	1, 5 1 1, 8 9 6 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2 0 8, 3 4 1 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道管路耐震化更新事業	令和5年度から 令和6年度まで	3 8 0, 0 0 0 千円
受託関連配水管等布設事業	令和5年度から 令和6年度まで	3 5, 0 0 0 千円
給水装置復旧修繕事業	令和5年度から 令和6年度まで	1, 4 0 0 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2 8 5, 3 6 7 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5 4, 3 0 0 千円と定める。

令和5年2月28日提出

各務原市長 浅 野 健 司

議第6号

令和5年度各務原市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度各務原市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 排水戸数 | 43,512 戸 |
| (2) 年間総排水量 | 12,471,420 m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 34,075 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 污水管渠建設費 | 1,452,722 千円 |
| 雨水管渠等建設費 | 535,820 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第11款 下水道事業収益	2,911,354 千円
第1項 営業収益	1,753,459 千円
第2項 営業外収益	1,157,895 千円
支 出	
第21款 下水道事業費用	2,945,344 千円
第1項 営業費用	2,574,517 千円
第2項 営業外費用	366,759 千円
第3項 特別損失	3,068 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額813,817千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107,657千円、過年度分損益勘定留保資金359,073千円及び当年度分損益勘定留保資金347,087千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第31款 下水道事業資本的収入	2,506,495 千円
第1項 負担金	238,103 千円
第2項 企業債	1,579,700 千円
第5項 他会計出資金	118,442 千円
第7項 補助金	570,250 千円

支 出

第41款	下水道事業資本的支出	3, 320, 312 千円
第1項	建設改良費	2, 128, 476 千円
第2項	企業債償還金	1, 181, 636 千円
第5項	過年度補助金等返還金	200 千円
第6項	予備費	10, 000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造資金の 融資に係る利子補給金 (令和5年度融資予定分)	令和5年度から 令和9年度まで	126千円
下水道支線・ 取付管設置事業	令和5年度から 令和6年度まで	5, 000千円
公共汚水ます等 設置事業	令和5年度から 令和6年度まで	32, 000千円
山の前雨水幹線 整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	51, 500千円
内水浸水想定 区域図作成事業	令和5年度から 令和6年度まで	65, 000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,215,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
流域下水道事業	134,700			
資本費平準化	230,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

140,699 千円

令和5年2月28日提出

各務原市長 浅野 健 司